

「えるぼし認定」

～認定通知書交付式を開催します～

第2段階

社会保険労務士法人 ニア・コンサルティング

(福島市、学術研究、専門・技術サービス業) 社員 さとう なおと
佐藤 巨人



- 1 福島労働局(局長 井口 真嘉)は、社会保険労務士法人ニア・コンサルティング(社員 佐藤巨人)から申請を受けた「女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定」について審査した結果、申請企業における女性の活躍推進のための取組について、認定基準の評価項目(①採用、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース)を満たし、②継続就業は2年以上の連続した改善がみられることから、「第2段階」に認定しました。
- 2 今回の認定により、福島県内の認定企業数は20社(「第3段階」は15社、「第2段階」は5社)になりました。
- 3 認定企業に対する「認定通知書交付式」は下記により実施します。

日 時

令和 6 年 5 月 28 日 (火) 14:00～

会 場

福島第二地方合同庁舎 1 階会議室 (福島市花園町 5-46)

交付式での写真撮影、認定企業への取材は可能です(会場に直接お越し下さい)。

えるぼし認定とは

女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。なお、評価基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

社会保険労務士法人ニア・コンサルティング

(福島市)

- 代表者：社員 佐藤 巨人
- 事業内容：学術研究、専門・技術サービス業
- 労働者数：8名（男性2名、女性6名）



えるぼし認定基準に係る5つの評価項目とその達成状況

【評価項目1：採用】(区) 正社員に占める女性労働者の割合が産業平均値以上であること。	令和4年度 100.0% ≧ 24.2%
【評価項目2：継続就業】(区) 正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業平均値以上であること。 満たさない場合は2年以上連続してその実績が改善していること。	令和4年度 3.0年 < 9.5年 令和3年度 2.8年 令和2年度 1.8年
【評価項目3：労働時間等の働き方】(区) 労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。	令和4年度 正社員 全月4時間以下 パートタイマー 全月0時間
【評価項目4：管理職比率】 管理職に占める女性労働者の割合が産業平均値以上であること。	令和4年度 100.0% ≧ 8.9%
【評価項目5：多様なキャリアコース】 以下1項目以上の実績を有すること。 ア 女性の非正社員から正社員への転換 イ 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 ウ 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 エ おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	令和2年度～令和4年度 ア：2名 エ：1名

※ (区) の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要。

<事業所からのコメント>

この度は『えるぼし認定』をいただき誠にありがとうございます。

弊社は女性従業員の割合が多いため、特に女性が働きやすい職場環境づくりに努めて参りました。産前産後休業・育児休業に関する制度の周知や、従業員のキャリアアップに関する面談などを行いました。また女性のライフステージの変化（子育て、介護）による仕事との両立について、管理者を中心に話し合いを行いました。その結果従業員ひとりひとりが自分自身の生活と仕事にやりがいを持ちイキイキと活動できる職場となりました。

今後も積極的に女性活躍推進に取り組んでまいります。

女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし認定」とは？

① 女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣認定制度

常時雇用する労働者数が101人以上の事業主については、

- ①女性の活躍に関する状況把握・課題分析
- ②一般事業主行動計画の策定、届出、周知、公表
- ③女性の職業生活における活躍に関する情報公表、を行う必要があります。

この一般事業主行動計画の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業は、労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

② 認定の段階と認定マーク

プラチナえるぼし	<ul style="list-style-type: none"> ・策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ・男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※) ・プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること(※) ・女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※) (※)実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要
1段階目	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ・満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
2段階目	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ・満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
3段階目	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。

③ 認定を受けるメリット

- ・認定を受けた事業主は、上記認定マークを商品や広告に付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRすることができます。
- ・認定企業をPRすることで、優秀な人材の確保や企業イメージの向上が期待できます。

福島県内の「えるぼし認定」企業一覧

(令和6年5月27日現在)

	企業名	所在地	業種	認定年月日	認定段階
1	社会福祉法人太田福祉記念会	郡山市	医療・福祉	平成28年6月1日	3
2	株式会社東邦銀行	福島市	金融業、保険業	平成28年9月1日	2
3	株式会社福島銀行	福島市	金融業、保険業	平成28年9月7日	2
4	株式会社ニラク	郡山市	生活関連サービス業、娯楽業	平成29年3月1日	3
5	社会福祉法人福島県社会福祉事業団	西郷村	医療・福祉	平成30年1月9日	3
6	株式会社 バストコ (旧 株式会社GlobalAssist)	郡山市	教育、学習支援業	令和2年3月10日	3
7	公益財団法人磐城済世会	いわき市	医療・福祉	令和2年3月30日	3
8	公益財団法人湯浅報恩会	郡山市	医療・福祉	令和2年5月21日	3
9	社会福祉法人すこやか福祉会	福島市	医療・福祉	令和2年5月21日	3
10	社会福祉法人郡山福祉会	郡山市	医療・福祉	令和2年11月4日	3
11	公益財団法人金森和心会	郡山市	医療・福祉	令和3年4月6日	3
12	社会福祉法人信達福祉会	伊達市	医療・福祉	令和3年4月6日	3
13	社会福祉法人南町保育会	会津若松市	医療・福祉	令和5年2月9日	3
14	福島サンケン株式会社	二本松市	製造業	令和5年6月9日	3
15	会津オリンパス株式会社	会津若松市	製造業	令和5年8月23日	3
16	社会福祉法人福島福祉施設協会	福島市	社会福祉事業	令和5年8月29日	3
17	エム・ティ・ケイ株式会社	郡山市	卸売業	令和5年9月1日	2
18	福島キャノン株式会社	福島市	製造業	令和6年2月19日	3
19	ファーリア社会保険労務士法人	福島市	学術研究、専門・技術サービス業	令和6年2月19日	2
20	社会保険労務士法人ニア・コンサルティング	福島市	学術研究、専門・技術サービス業	令和6年4月23日	2

福島県内の「えるぼし認定」企業分布図

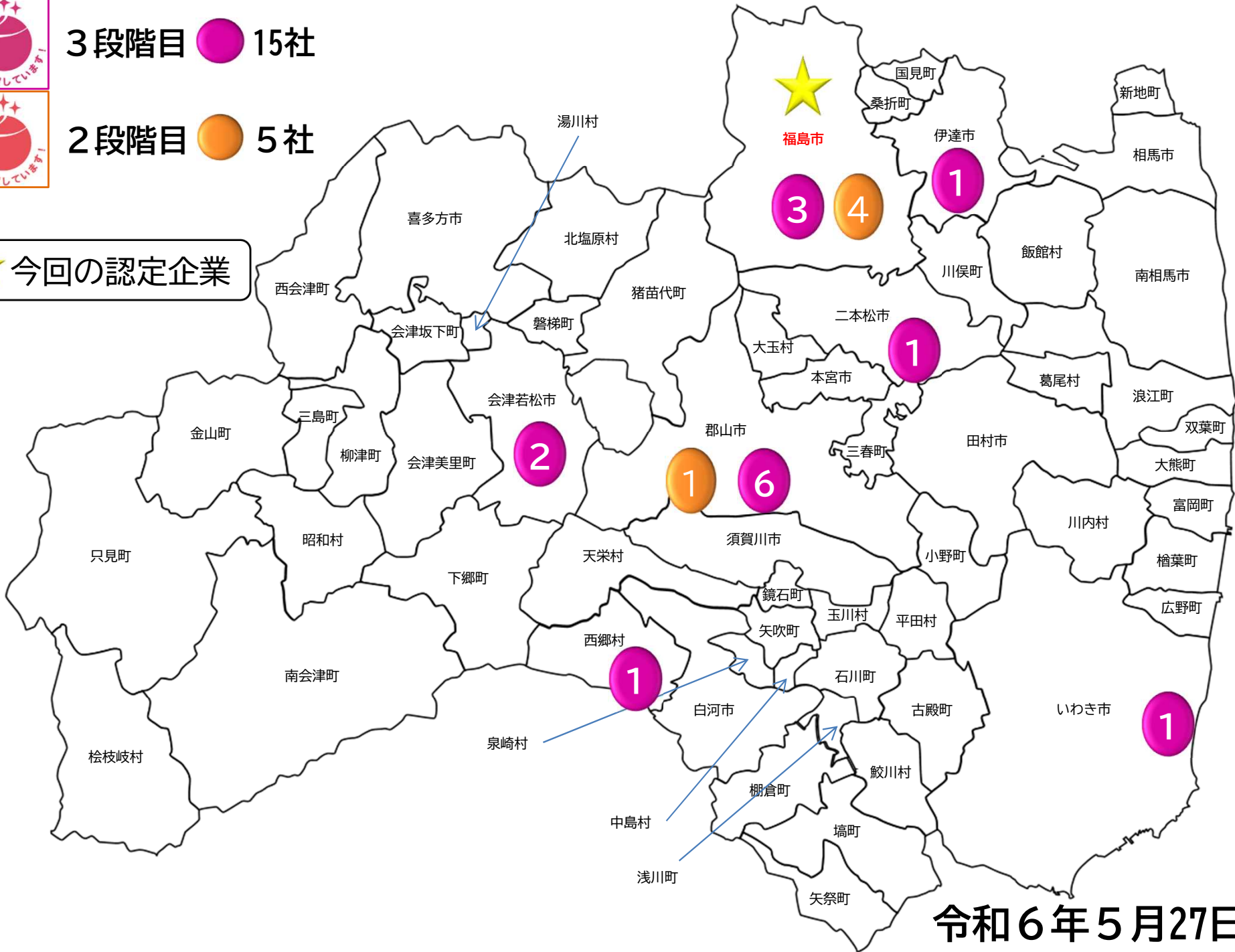


3段階目 ● 15社



2段階目 ● 5社

★ 今回の認定企業



令和6年5月27日現在